

デジタル時代と法制度の姿 —規制のあり方を考える前提として—

小塚荘一郎
(学習院大学)

デジタル時代と法の変容

- 起こりつつある三つの変化
 - モノからサービスへ
 - 財から情報へ(民事法から情報法へ)
 - 法からコード(技術規格)へ
- 法制度面の対応
 - 日本:人間中心のAI社会原則 / AI開発原則案 / AI利活用原則案
 - 欧州:欧州委員会AI倫理ガイドライン

日欧のAI規範の比較

- 共通点

- 階層構造(理念 - 基本原則 - 行為規範)
- 民法ルール(取引、責任)ではなく、情報法、社会原則に焦点
- 人間中心(人間の尊厳)という観点

- 相違点

- (欧州)責任原則は別に検討する前提 / (日本)責任に関する法ルールへの関心が希薄
- (欧州)権利保護アプローチ / (日本)政策アプローチ
- (欧州)民主主義に対する権利の承認 / (日本)民主主義との関連性が不明確

モノからサービスへ

- モノであれば、法律関係は比較的明確
 - 事故の場合、製造物責任法の適用
 - 取引について、売買契約 = 古典的な契約類型
- サービスについての法律関係は不明確
 - 「欠陥サービス責任」法は存在せず
 - サービスの場合、何が「欠陥」かの決定が困難
 - 事業者(専門家)がAI機器を利用して消費者にサービスを提供する場合、AIサービスの利用者は「専門家」
 - 例、医師がAI診断装置を利用——患者に対しては「専門家」だが、AIの専門家とは限らない

財から情報へ

- サービス契約においては、物の所有権は規律の中心ではなくなる
 - 機器の所有権を移転していても、サービスの履歴が引き継がれるわけではない
- サービスの基盤はデータ
- データの「所有」とは？
 - 英語でentitlementというともっともらしいが、明確になるわけではない
 - 情報の収集者に対する報酬 / 情報の処理者(付加価値の創出者)に対する報酬の必要性？
- 情報流通の促進という社会的便益

情報法の基本構造



データ主体によるコントロール

データの収集・利用の自由

データ保有者によるコントロール

主体の拒否権・同意権

主体の対価請求権

保有者の契約(契約しない自由)

保有者の知的財産権

「データ主体」とは誰か

- 「データ主体」にコントロール権を認めれば解決するわけではない
- データは機器から収集 = 個人に還元できない場合がある
 - テレビ、自動車などは家族(、友人)と共用
 - 第三者提供についてのオプトアウトの手続きは、誰から、どのように行使させるべきか？
 - 家族構成員の中で意見が対立していたらどうなるのか
 - 家族間のプライバシーは守られないのか？
 - 「お父さんはこんなところに行っている」

“Code is law.” (法からコードへ)

- Lessigによる “Code is law.” という指摘——技術規格による著作権法の上書き
 - 日本での実例: 「コピーワンス」「ダビング10」問題
- 仮想通貨のルール(の不在)
 - フォークの成否に関するルール——どこにも書かれていない
 - 仮想通貨コミュニティの「反権力性」
 - “We have our Supreme Court, our community!”
 - 法の役割とコードの役割の逆転 = “Code is law” の肯定的な使用
- 国家による “Code is law” の肯定的な使用
 - プライバシー・バイ・デザイン
 - AIに関する消費者保護の「バイ・デザイン」的発想
 - 経産省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」

“Code is law.” は問題か

- 憲法上の問題
 - 憲法・法律で保障されているはずの権利(「表現の自由」「サービス利用者の権利」)がCodeによって事実上制約されてしまう
- 民主主義の問題
 - 法に代わるルールをサービス事業者(のエンジニア)が
つくることの問題性
 - 商慣習の場合と同じか？
- 法の支配の問題
 - Codeの適切さを裁判所で争えるか

デジタル時代の法

- 新たな法的論点の出現
 - 制度的な障害、結論が不明確であることの抑止効果
- 問題の構造自体が変容
 - モノからサービスへ
 - 財から情報へ
- 「法の領域」自体が変化(縮小):法からコードへ
 - 法の領域 = 法によって規律が提供される問題の範囲
 - その影響:社会の基本的な価値が掘り崩されるおそれ
- 従来の法制度を新技術に対応して「置き換える」だけでは不十分
 - 社会における法の役割を問い直す必要性(「法とは何か?」)